

鳥獣保護区等位置図



栃木県

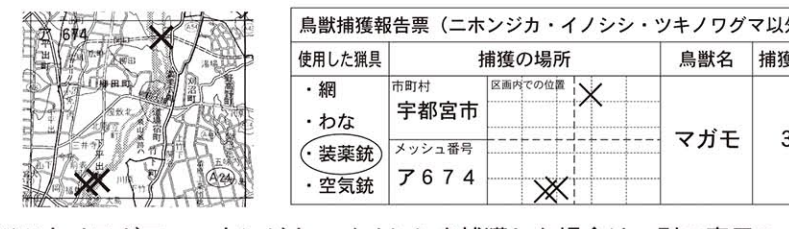
(注) 市町村の表記については令和5(2023)年11月1日現在です。

■ 次の事項を守り、事故防止とマナーの向上に努めましょう。

- 銃器は正しく取り扱いましょう。
● 使用前に銃を点検し、機能の健全なものを使用すること。
● 使用する銃と弾薬とに適合する弾丸や弾丸を選定すること。
● 高気圧を絶対にしていないこと。
● 他人の銃をみだりに手にしないこと。
● 装てんしていないときでも、銃口を人、建物、車、船など危険の生ずるおそれのある方向に向けていないこと。
● 発射の必要を起さる直前までは実包をこめないこと。
● 銃に安全装置をかけたとしても安心していいこと。
● 水平姿勢は絶対にしていないこと。
● 先走を十分確かめながら発射すること。
● 発射が必要がなくなったら、残弾を抜き取ること。
● 発射するときと必要のある場合のほか、みだりに引鉄に手を触れないこと。
● 危険な銃の扱い方をしている人には誰であっても注意し、注意されたらすぐに改めること。
● 通学路付近での銃については、登下校時間を避け、十分に先走を確認し事故防止に努めましょう。
○ 国有林野内で狩猟を行うときは、事前に管轄する森林管理署へ入林届を出しましょう。
○ たき火や、タバコの吸いながら火事事故を起こさないよう注意しましょう。
○ 銃器に係る特定猟具使用禁止区域(従来の銃禁止区域)や住居が集合している地域、多数の人が集合する場所は銃禁止されています。また、鳥獣保護区、休耕地、公道、自然公園特別保護地区、区域が指定された公園等、原生自然環境保全地域、社等境内、墓地等は、鳥獣の捕獲が禁止されています。
○ 日没から日の出までの銃禁止は禁止されています。狩猟する地域の日の出、日没の時刻を必ず確認してください。
○ 農業者又は林業者が被害を防止する目的で囲いなどを設置する場合は、わな猟免許が必要です。
○ 作務のある土地や垣、さく等で囲まれた土地での狩猟は、占有者の承諾が必要です。
○ 次の捕獲方法は禁止されています。
● 毒殺物、銃殺、毒薬、罠銃、危険なおとし穴の使用
● ツクシギ以外の狩猟鳥獣を捕獲するための罠の使用(人が操作することによって自動的に動く罠を除く)
● 口径10mmの銃器又はこれより口径の大きい銃器の使用
● 飛行中の飛行機、運行中の自動車又は5ノット以上の速度で航行中のモーターボートの上空からの銃殺の使用
● 積雪の一部として5発以上の実包を空発することのできる弾倉のある散弾銃の使用
● ツクシギ、マガモ、イノシシ及びニホンジカ以外をライフル銃で捕獲すること。
● ツクシギ、マガモ、イノシシ及びニホンジカを口径5.9ミリメートル以下のライフル銃で捕獲すること。
● 空気銃等の使用
● おしの使用
● とほさみの使用
● わなを使用して鳥類を捕獲すること。
● わなを使用してツクシギを捕獲すること。
● シカ又はイノシシを捕獲するためにくりわなを使用する場合であって、次の1つでも該当するもの
- 網の直径が12cmを超えるもの(ただし、一部地域でシカ又はイノシシを捕獲するためのものを除く)
- 網付防止装置が装着されていないもの
- よりもどしが装着されていないもの
- ワイヤーの直径が4mm未満のもの
● シカ、イノシシ以外の獣類を捕獲するためにくりわなを使用する場合であって、次の1つでも該当するもの
- 網の直径が12cmを超えるもの
- 網付防止装置が装着されていないもの
● かすみ網、くりわり、とりもち、矢の使用
※法令の改正により、平成29年9月15日から、弓矢だけでなく吹き矢やクロスボウ等の使用も禁止されています。
● キジ鳥の使用
● 31個以上のわなを同時に使用すること。
● 罠を付けていない罠又はわなを使用すること。
● 犬に咬みつかせることのみを目的とする罠を使用すること。
● 犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止めさせ、法定猟法以外の方法により捕獲すること。
● ヤマドリ及びキジの捕獲するため、テープレコーダー等電気音響機器を使用すること。
○ 狩猟者記章を衣類又は帽子の見える場所に付け、狩猟者登録証を携帯してください。土地の所有者、鳥獣保護管理員、田や畑の権限のある農業者から狩猟者登録証の提示を求められたときは提示してください。
○ 狩猟者登録証及び捕獲報告書は、狩猟の期間が満了した日から30日以内に、交付を受けた行政庁へ送附してください。返納しないときは狩猟免許の停止処分等に処せられることがあります。
● 狩猟者記章については期間満了後も返納する必要はありません。
☆ 渡り鳥の生態を調査するために、世界各国で鳥に足輪をつけて設置しています。また本県では、放鳥したキジ・ヤマドリにも足輪をつけています。このような標識鳥を回収したときは、回収年月日、場所、鳥の種類、状態を記し標識と共に捕獲報告書と併せてご提出くださるよう、ご協力をお願いします。

捕獲報告書の提出について

- 報告書は、狩猟の期間が満了した日から30日以内に、登録証の交付を受けた行政庁へ提出してください。
○ 報告書は、登録証の裏面ではなく、別にお渡しした「捕獲報告書」に記入して提出してください。
○ 報告書に記入したデータは、鳥獣の生息状況の貴重な資料となります。正確な報告を御協力ください。
○ 捕獲報告書は、捕獲がなくても、その旨記入の上提出してください。
捕獲報告書の書き方
○ 捕獲場所は、市町村名、この地図(裏面)のメッシュ番号、区画内の位置を1欄(1項目)ごとに×印で記入してください。
○ 鳥獣名は正確な鳥獣名を記載し、「カモ類」「カラス他」といったまとめ方はしないでください。
○ 区画図 左下の地図の○印の場所で数珠銃を使用し、マガモを1羽ずつ(計3羽)捕獲したときは、右のように記入してください。



※ツクシギ、マガモ、イノシシを捕獲した場合は、別の専用の用紙に記入してください。

捕獲した鳥獣の放置等の禁止について

- 鳥獣の捕獲等をした者は、以下の場合を除き、捕獲等をした場所からその鳥獣を放置することが禁止されています。
■ 地形、地質、積雪等のために適切に処理することが困難と認められる場合
■ 狩猟者に過失がなく捕獲等をした鳥獣の行方を知ることができない場合
■ 生態系に影響を及ぼすことが確視される場合

ニホンジカの捕獲数制限の解除について

- 法令の改正により、平成29(2017)年度の猟期からニホンジカの捕獲数制限が解除され、オス・メともに数に制限なく捕獲できるようになりました。

ニホンジカとイノシシの狩猟規制緩和について

- 「狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域」では、ニホンジカとイノシシのみ捕獲できます。
○ニホンジカとイノシシについては狩猟期間が延長されている地域があります。なお、平成30(2018)年度の猟期から、延長期間・区域等が変更されていますので、裏面の下方の位置図で確認してください。

鉛散弾の使用禁止区域について

- 鬼怒川・渡良瀬川の沿岸地域のほぼ全面(指定猟法(鉛散弾)禁止区域)で、鉛散弾による狩猟は禁止されています。軟銃やピストンなど、鉛以外の散弾を使用してください。
○詳しい位置等は、裏面の位置図で確認してください。

一栃木県で鳥獣行取を取り扱っている機関一

Table with columns: 機関名, 管轄区域, 所在地, 電話番号. Lists various organizations like 環境森林事務所, 県農, 県環境森林事務所, etc.

「踏板方式」により捕獲!!

中田式野獣捕獲機 製造・販売

有限会社 中田研磨工業

代表取締役 中田 雅江

〒326-0004 栃木県足利市権崎 995
TEL: 0284-42-4702
FAX: 0284-42-4711
e-mail:hakoori.nakada@bi.wakwak.com

宇都宮大学共同開発(共同実業申請中)



※栃木県では財源確保のため、広告を掲載しています。

銃器に係る特定猟具使用禁止区域 (222箇所)

Table with columns: 番号, 名称, 所在地, 期限. Lists 222 specific locations where certain hunting tools are prohibited.

Table with columns: 番号, 名称, 所在地, 期限. Lists 222 specific locations where certain hunting tools are prohibited.

Table with columns: 番号, 名称, 所在地, 期限. Lists 222 specific locations where certain hunting tools are prohibited.

Table with columns: 番号, 名称, 所在地, 期限. Lists 222 specific locations where certain hunting tools are prohibited.

Table with columns: 番号, 名称, 所在地, 期限. Lists 222 specific locations where certain hunting tools are prohibited.

Table with columns: 番号, 名称, 所在地, 期限. Lists 222 specific locations where certain hunting tools are prohibited.

鳥獣保護区 (107箇所)

Table with columns: 番号, 名称, 所在地, 期限. Lists 107 bird protection zones.

Table with columns: 番号, 名称, 所在地, 期限. Lists 107 bird protection zones.

Table with columns: 番号, 名称, 所在地, 期限. Lists 107 bird protection zones.

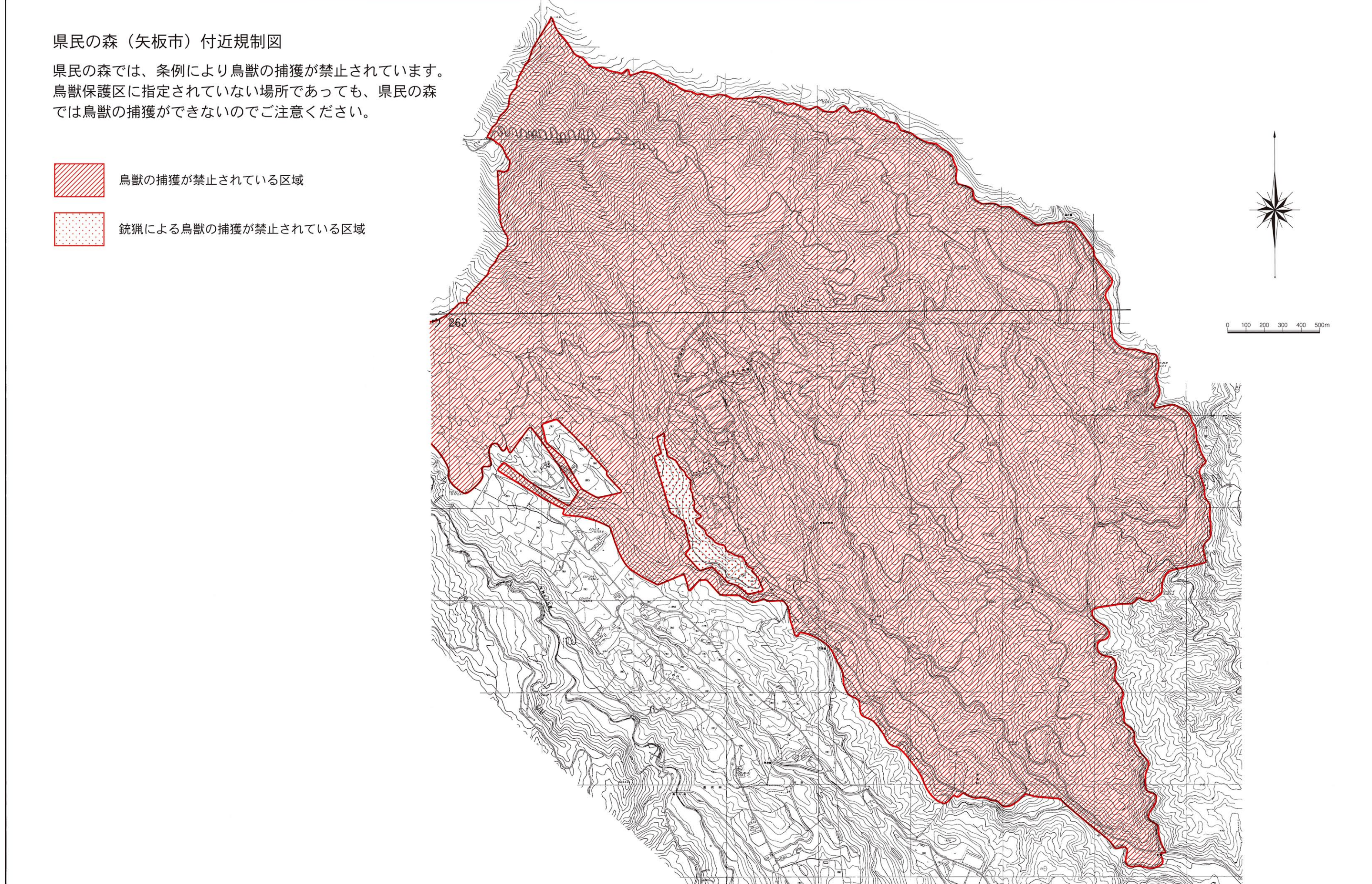
Table with columns: 番号, 名称, 所在地, 期限. Lists 107 bird protection zones.

狩猟鳥獣(ニホンジカ・イノシシを除く)捕獲禁止区域

Table with columns: 番号, 名称, 所在地, 期限. Lists 12 hunting bird zones.

指定猟法(鉛散弾)禁止区域

Table with columns: 番号, 名称, 所在地, 期限. Lists 2 lead shot prohibition zones.



県民の森(矢板市)付近規制図
県民の森では、条例により鳥獣の捕獲が禁止されています。鳥獣保護区に指定されていない場所であっても、県民の森では鳥獣の捕獲ができないのでご注意ください。

- 鳥獣の捕獲が禁止されている区域
銃器による鳥獣の捕獲が禁止されている区域



0 100 200 300 400 500

※ 銃器に係る特定猟具使用禁止区域の規制については、従来の「銃禁止区域」の制札から「特定猟具使用禁止区域(銃器)」の制札へ交換したのから順次交換していきます。